

社会福祉法人あいおい福祉会  
役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人あいおい福祉会（以下「法人」という。）の定款第9条、第11条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的し、社会福祉法の規定に照らし妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第16条に規定した理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 法人は、役員及び評議員に職務執行の対価として報酬を支給し、その地位のみに基づいては、報酬を支給しない。

- 2 評議員には、定款第9条で定める各年度の総額が108万円の範囲内で支給する。
- 3 理事長には、年額180万円以内を支給する。
- 4 常務理事には、年額480万円以内を支給する。
- 5 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、役員報酬を支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。
- 6 非常勤役員及び評議員に対して、法人より特別の任務として研修への出席を依頼した場合は、職務執行報酬（別表2「報酬表」）を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 法人の全理事の報酬総額は、年間740万円以内とする。

- 2 法人の全監事の報酬総額は、年間24万円以内とする。

なお、監事は、社会福祉法第45条の18第3項（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第105条第3項）の規定に従い、評議員会において監事の報酬等について意見を述べることができる。

- 3 法人の常勤理事の報酬月額、別表1「常勤理事俸給表」に定めるとおりとする。
- 4 各々の常勤理事の報酬月額は、常勤理事俸給表のうちから、理事会で決めるものとする。
- 5 評議員、非常勤理事、監事に対する報酬は、別表2「報酬表」に定めるとおりとする。

(費用弁償)

第5条 法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は通勤費支給基準に準ずる。
- 3 非常勤役員及び評議員の職務執行に交通費の実費を支給し、その計算方法は通勤費支給基準に準ずる。
- 4 役員及び評議員には旅費規程による出張の場合、宿泊料等を旅費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 常勤役員の報酬等（旅費を除く。）は、毎月20日に支払うものとする。なお、支払日が土日、祝祭日にあたる場合、前日に支払うものとする。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等及び常勤役員の旅費は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

評議員への適用は平成29年4月1日からとする。

役員への適用は平成29年7月1日からとする。

役員報酬等に関する規程、役員報酬を定める規則は平成29年6月30日をもって廃止する。

この規程は平成30年4月1日から施行する。

この規定は令和2年4月1日から施行する。

別表 1 常勤理事俸給表

| 号 | 月 額    |
|---|--------|
| 1 | 1 0 万円 |
| 2 | 1 5 万円 |
| 3 | 2 0 万円 |
| 4 | 2 5 万円 |
| 5 | 3 0 万円 |
| 6 | 3 5 万円 |
| 7 | 4 0 万円 |
| 8 | 4 5 万円 |

※常務理事は法人を主たる勤務場所とし、週 3 日以上勤務するものとする。

(報酬等の日割り計算)

- 1 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第 2 項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月の報酬の全額を支給する。

(端数の処理)

上記計算上生じた円未満の端数は切り上げる。

別表 2 「報酬表」

| 名 称                           | 報 酬             |
|-------------------------------|-----------------|
| 非常勤理事及び評議員職務執行報酬 (日額)         | 8, 0 0 0 円      |
| 監事監査職務執行報酬 (日額)               | 1 5, 0 0 0 円    |
| 非常勤役員、評議員が<br>理事会、評議員会に出席したとき | 一回 1 0, 0 0 0 円 |

職務執行と理事会、評議員会への出席を重複して支払わないものとする。

別表 3 交通費の実費

|                               |                       |
|-------------------------------|-----------------------|
| 非常勤理事、評議員が<br>法人にて職務を執行したとき   | 交通費の実費を通勤費支給基準に準じて支払う |
| 監事が法人にて監査職務を執行したとき            |                       |
| 非常勤役員、評議員が<br>理事会、評議員会に出席したとき |                       |